平成２６年（フ）第３９７６号
大阪府寝屋川市早子町２番22―302号
債務者　石井　元美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９４号
大阪府箕面市桜３丁目４番10号、住民票上の住所大阪府箕面市瀬川５丁目９番３号
債務者　大野　智子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９５号
大阪市浪速区大国２丁目10番２号　ライフステージ今宮502号
債務者　橋本　敏子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２６号
大阪市鶴見区横堤１丁目６番43号　コーポオリーブ103号
債務者　服部　忠文
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０８０号
大阪市城東区関目２丁目18番103―304号
債務者　神田かおり
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９４号
大阪市北区山崎町５番25号　シティハイツ扇町公園２Ａ号室
債務者　岸本　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１１号
大阪市北区与力町７―11―505、住民票上の住所大阪市北区松ケ枝町７番14号　サンクレスト南森町605奥野方
債務者　川下美代子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１２号
大阪府寝屋川市三井南町30番４―406号
債務者　野中　秀子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１４号
大阪府寝屋川市三井南町30番４―406号
債務者　野中　　勝
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４１号
大阪府高槻市川添１丁目９番32号
債務者　山本　真希
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８７号
大阪市此花区梅香１丁目12番９号
債務者　吉川　敏惠（旧姓東）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１４号
大阪府吹田市清和園町19番５号
債務者　大手利津子（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３３号
大阪市住吉区長峡町４番33―309号
債務者　半根地正勝
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４３号
大阪府吹田市山田東１丁目31番Ａ―812号
債務者　石田　弥生（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９号
島根県出雲市小山町494番地９
債務者　前原ます美
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１５７号
岡山県笠岡市笠岡3060番地５
債務者　中藤　幹夫（旧姓小幡）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市茶屋町432番地11
債務者　髙原　千恵
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
北海道夕張郡栗山町字継立164番地14
債務者　澤田　真紀
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部